

焼津市告示第279号

令和5年度焼津市農業・地域支援サービス事業体育成事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年9月22日

焼津市長 中野 弘道

令和5年度焼津市農業・地域支援サービス事業体育成事業補助金
交付要綱

第1 趣旨

市長は、担い手の減少や人手不足等の課題を抱える農業者を支援するとともに、地域の課題の解決を図るため、農業・地域支援サービス事業を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、焼津市補助金等交付規則（昭和60年焼津市規則第1号）及びこの要綱に定めるところによる。

第2 定義

この要綱において農業・地域支援サービス事業とは、農業者や地域の住民等から除草や防除作業を受託することで農業者による効率的な経営や除草等に要する人手不足への対応を支援する事業をいう。

第3 補助の対象及び補助額

次の表に掲げるとおりとする。ただし、クレジットカード決済、スマートフォンアプリ等を利用した決済その他特典が付与される決済手段により支払われるものを除く。

補助の対象			補助限度額
事業の区分	補助対象事業	補助対象経費	
1 農業・地域支援サービス事業者立ち上げ当初のビジネス確立支援事業	農業・地域支援サービス事業を新たに開始し、定着させるために行う次の事業 (1) 農作業等を請け負う事業で、畦畔等の草刈り作業及び農作物の防除作業が含まれるもの (2) 農業・地域支援サービスの利用の促進するための広報に関	補助対象事業を実施するために直接必要な経費のうち、賃金等、報償費、旅費、需要費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費等ただし、補助対象事業を実施していく中で発生した事故・災害の処理のための経費及びこの要綱による補助の有無にかかわらず、事業実施主	900万円

	<p>する事業</p> <p>(3) 当該事業の実施に関する従業員の研修事業</p> <p>(4) 法人設立又は定款の変更に関する法定手続き</p>	<p>体が具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルに要する経費は除く。</p>	
<p>2 農業用機械等の導入支援事業</p>	<p>1 の農業・地域サービス事業の実施に当たって必要な次に掲げるいずれかの要件を満たす農業用機械等を取得し、又はリースする事業</p> <p>(1) ドローン、ロボット、人工知能、情報通信技術その他の先進技術により農作業の効率化、省力化等を図ることができるものとして市長が認めるものの普及に資する農業用機械等であること。</p> <p>(2) 除草及び防除作業を効率化するための機器であって、市長が認めるものであること（前号に規定するものを除く。）。</p>	<p>補助対象事業を実施するために直接必要な経費のうち、使用料及び賃借料、備品購入費その他市長が必要と認める経費</p>	<p>1,000万円</p>

第4 補助対象者

補助対象者は、次の要件を全て満たす事業者とする。

- (1) 焼津市内に主たる事務所又は事業所を有すること。
- (2) 第5の規定により事前審査の申請をする日以前に納期限が到来した市税を完納していること又はその徴収猶予を受けていること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員並びにこれらの者に準ずる反社会的団体及びその構成員でない

こと。

- (4) 第5の規定による申請の日以前の3か年において、焼津市補助金等交付規則（昭和60年1月16日規則第1号）第18条第1項又は第2項に基づく交付決定が取り消されたことのある者でないこと。

第5 交付申請前の事業者の審査

市長は、この要綱に基づく補助事業を実施するものとして、適切な者を別に定めるところにより審査し、選定するものとする。

第6 選定結果の通知

市長は第5の規定による審査を行い、交付申請を行うものとして適切と認められる者に適格者として認められた結果を通知し、その他の者にあつては適格者として認められなかった旨を通知するものとする。

第7 交付の申請

第6の規定により適格者として認められた旨の通知を受けた者は、次により交付の申請をすることができる。

(1) 提出書類 各1部

- ア 交付申請書（第1号様式）
- イ 事業計画書（第2号様式）
- ウ 収支予算書（第3号様式）

(2) 提出期限

別に定める日まで

第8 交付の条件

補助金の交付決定においては、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

ア 補助事業の内容の変更をしようとする場合で、次のいずれかに該当するとき。

(ア) 事業実施主体の変更

(イ) 事業費の20パーセントを超える変更

イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は交付事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で1件当たりの取得価格が、50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間（同令に定めがない財産については、市長が別に定める期間）内において、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

- (4) 市長の承認を受けて(3)の財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。この場合において、交付事業により取得し、又は効用の増加した財産で(3)に規定する処分制限期間を経過しないものにあつては、財産管理台帳（第4号様式）その他関係書類を整理、保管しなければならないこと。
- (6) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。
- (7) 本事業の実施に当たっては農業支援サービス提供事業者が提供する情報の表示の共通化に関するガイドライン(令和3年3月26日付け2生産第2478号による農林水産省生産局長通知)に基づいて適切な情報表示をおこなうこと。

第9 変更の承認申請

提出書類 各1部

- ア 変更承認申請書（第5号様式）
- イ 変更事業計画書（第2号様式）
- ウ 変更収支予算書（第3号様式）
- エ 事業の変更内容が確認できる書類

第10 実績報告

(1) 提出書類 各1部

- ア 実績報告書（第6号様式）
- イ 事業実績書（第2号様式）
- ウ 収支決算書（第3号様式）
- エ 財産管理台帳（第4号様式）
- オ 領収書写し等支払い状況が確認できる書類

(2) 提出期限

事業完了の日から起算して30日を経過した日又は令和6年4月5日のいずれか早い日まで

第11 請求の手続

(1) 提出書類

請求書（第7号様式）

(2) 提出期限

補助金確定通知書を受領した日から起算して7日を経過した日まで

第12 概算払の請求手続

提出書類 各1部

- ア 概算払請求書（第7号様式）

イ 資金状況調べ（第8号様式）

第13 消費税仕入控除税額等に係る取扱い

市長は、補助金対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除ができる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合は次のとおり取扱うものとする。

(1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助金対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りではない。

(2) 実績報告における消費税仕入控除税額等の減額

実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（前号の規定により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金額から減額して報告すること。

(3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

前号に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（第1号又は前号の規定により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（第9号様式）により市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを市に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況について、当該補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により市長に報告しなければならない。

第14 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和5年度分の補助金に適用する。

第 1 号様式（第 7 関係）

交付申請書

年 月 日

（宛先）焼津市長

所在地

名 称

代表者

令和5年度焼津市農業・地域支援サービス事業体育成事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 円

2 事業の実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 事業の目的及び効果

（添付書類）

事業計画書（第2号様式）、収支予算書（第3号様式）

第 2 号様式(第 7、第 9、第 10 関係)

事業計画書(変更事業計画書、事業実績書)

1 事業の目的

2 事業の内容

事業実施地 区	事業内容	事業量	事業費	備考

3 完了予定年月日(又は事業完了年月日)

年 月 日

第3号様式(第7、第9、第10関係)

収支予算書(変更収支予算書、収支決算書)

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (変更後予算額) (本年度決算額)	(変更後予算額) (本年度決算額)	比較 増減	備考
補助金	円	円	円	
自己資金				
その他()				
合 計				

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (変更後予算額) (本年度決算額)	(変更後予算額) (本年度決算額)	比較 増減	備考
1 事業費	円	円	円	
2 附帯事務費				
合 計				

備考 変更収支予算書の場合については、変更部分については、変更前を上段括弧書きし、変更後を下段に二段書きで記入すること。

第4号様式（第7関係）

事業の区分	事業実施年度	令和 年度			補助金名									
	事業の内容				工期		経費の区分			処分制限相当期間				摘要
	機 械 等 名 称	規格等	数量	設置箇所 又は設置 場所	着工年 月日	竣工年 月日	総事業費 円	負担区分		耐用 年数 年	処分制 限相当 年月日	承認年 月日	処分の 内容	
市費 円								その他 円						
	合 計													

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

第5号様式（第9関係）

変更承認申請書

年 月 日

（宛先）焼津市長

所在地
名 称
代表者

年 月 日付け焼 ー 号により交付の決定を受けた令和5年度
焼津市農業・地域支援サービス事業体育成事業の計画を次のとおり変更
したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

1 変更交付申請額 円

2 計画変更の理由

3 変更の内容

（添付書類）

変更事業計画書（第2号様式）、変更収支予算書（第3号様式）、事
業の変更内容が確認できる書類

第 6 号様式（第 10 関係）

実 績 報 告 書

年 月 日

（宛先）焼津市長

所在地
名 称
代表者

年 月 日付け焼 ー 号により交付の決定を受けた令和 5 年度
焼津市農業・地域支援サービス事業体育成事業が完了したので、関係書
類を添えて報告します。

（添付書類）

事業実績書（第 2 号様式）、収支決算書（第 3 号様式）、財産管理台
帳（第 4 号様式）、領収書写し等支払い状況が確認できる書類

第7号様式（第11、第12関係）

請 求 書（概算払請求書）

金 円

ただし、 年 月 日付け焼 一 号により交付の確定（決定）を受けた令和5年度焼津市農業・地域支援サービス事業体育成事業の補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

（宛先）焼津市長

所在地

名 称

代表者

⑩

口座振替先金融機関名

口座名義人

口座種別

口座番号

第 8 号様式（第12関係）

資 金 状 況 調 べ

区分 月別	収 入			支 出			差 引 残 高
			計			計	
月	円	円	円	円	円	円	円
月							
月							
月							
月							
月							
月							
月							
月							
月							
月							
月							
計							

(注) 未経過の月分については、見込額を計上すること。

第 9 号様式（第13関係）

消費税仕入控除税額等報告書

年 月 日

（宛先） 焼津市長

所在地
名 称
代表者

年 月 日付け焼 ー 号により交付の決定を受けた令和5年度焼津市農業・地域支援サービス事業体育成事業の補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、次のとおり報告します。

- | | | | |
|---|----------------------------------|---|---|
| 1 | 補助金の確定額 | 金 | 円 |
| | （ 年 月 日付け焼 ー 号による額の確定通知額） | | |
| 2 | 補助金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3の額から2の額を差し引いた額） | 金 | 円 |

（注） 事業実施主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること